

財 第 07007 号
平成22年10月19日

本庁各部・課等の長 殿
各支所・課等の長 殿
各機関の事務局の長 殿

市 長

平成 23 年度予算編成方針について（通知）

国の動向と地方財政を取り巻く状況

国の平成 23 年度予算においては、「新成長戦略」の目標とする経済成長や国民生活の質の向上を実現するため、ムダづかいの根絶の徹底や不要不急な事務事業の大胆な見直しにより、新たな政策や効果の高い政策に重点配分する財源を確保することとし、これまでの予算配分を省庁を超えて大胆に組み替えること、一部の経費を除き前年度当初予算の 90%の範囲内の要求とするなどの厳しいルールの下に概算要求をまとめたところです。

地方財政においては、「財政運営戦略」の中期財政フレームにおいて、国の歳出の取り組みと基調を合わせることを前提に、安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、実質的に平成 22 年度の水準を下回らないよう確保するとされていますが、上記の国の総予算の組み替えなど今後の予算編成過程における見直しも含め、各分野での制度改正等が見込まれるところであり予断を許さない状況にあります。

また、「地域主権戦略大綱」において、地方公共団体の自由度を拡大し、地方公共団体の自主性や自立性を高めていくため、義務付け・枠付けの見直しや基礎的自治体への権限移譲などの方向が示されたところであり、今後の本格的な地域主権改革の進展を見据えた行財政基盤の強化が必要です。

本市を取り巻く状況と財政状況

本市においては、長引く不況の影響により企業収益の回復の遅れなど、地域経済は引き続き厳しい状況にあり、特に、深刻さを増す雇用情勢への対応は喫緊の課題です。

このような中、平成 21 年度決算では、歳入の根幹である市税の大幅な減額等により、経常一般財源が前年度より約 4 億 5 千万円の減額となったところであり、自主財源比率は前年度の 31.0%から 26.1%と大きく低下し、地方交付税等に大きく依存した財政体質となっており、平成 28 年度以降の普通交付税の合併算定替え縮小を見据えた行財政運営が肝要です。

一方、歳出では、行財政改革の取り組み等により、義務的経費のうち人件費が減少し、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、若干改善したものの 88.1%と依然として硬直した財政構造となっており、健全化判断比率については、国が示す基準以下であるものの、類似団体の平均を上回っている状況にあります。

また、これまでの合併後 5 度にわたる予算編成においては、多額の基金取り崩しを見込まなければ予算を組めない状況が続いており、今後の財政見通しでは、総合計画に基づく事業を実施していくためには、大幅な財源不足が見込まれるところです。

平成 23 年度予算編成の基本的な考え方

このような状況の下、平成 23 年度予算編成については、財政の健全性の確保に留意しつつ、競い合いながら成長していく「競生」、お互いの存在を認め合って共に生きる「共生」、地域経営の主体として市民と行政が協働で取り組む「協生」の 3 つの「きょうせい」によるまちづくりを基本とし、総合計画基本構想に掲げる将来像「人と人、地域と地域が結び合い 未来輝く いちのせき」を実現するため、重点施策を明確に位置づけ、総合計画の着実な推進に努めるとともに、直面する課題や多様な市民ニーズに的確に対応していくこととします。

また、現行の行政改革大綱及び集中改革プランを引き続き着実に実行することとし、歳出・歳入全般にわたる徹底した見直しにより財源不足額を可能な限り圧縮し、持続可能な財政構造の確立を図っていくこととします。

本市ではこれまで、国の経済対策等に併せ、雇用の創出や地域経済の活性化に積極的に取り組んできたところですが、平成 23 年度においても経済対策を実施します。なお、規模については、予算編成過程において決定することとします。

各部等においては、本市の財政状況について十分理解した上で、市民起点から既存施策の成果を十分に検証し、その必要性や優先順位を十分に見極め、事業のスクラップアンドビルドを徹底し、下記事項に留意の上、予算要求を行うようにしてください。

記

- 1 平成 23 年度の重点施策は、前年度に引き続き次を基本とする。
 - (1) 「中東北」の拠点都市一関の形成
 - (2) 雇用対策
 - (3) 企業育成
 - (4) 産業振興
 - (5) 教育・人材育成
 - (6) 保健・福祉・医療の連携強化
 - (7) 地域コミュニティの自立支援
 - (8) 環境対策
 - (9) 内陸地震からの復興と教訓を生かしたまちづくり
 - (10) 平泉文化遺産の世界遺産登録に向けた支援

- 2 職員一人ひとりがコスト意識を持ち、現行の行政改革大綱及び集中改革プランに基づき、必要性・有効性・効率性・公平性の観点から徹底した見直しを行うこと。

- 3 職員一人ひとりが年齢や役職にとらわれることなく、大胆な発想で自由にアイデアを出し合い、その提案を生かして十分な検討を行い、新たな事業や既存事業の改善を生み出すこと。

- 4 部局横断的な事業や課題等については、関係課等で十分に協議・調整を行った上で連携して取り組み、円滑な執行を確保するとともに、改めて最小の経費で最大の効果を発揮するよう努めること。

- 5 各種の事務事業の推進にあたっては、計画の段階から雇用創出の視点と協働の視点を取り入れ、スピード感をもって実施にあたるとともに、行政の「品質」の向上を図ること。
- 6 国・県の補助制度等については、その動向を十分に注視し、安易に継続を見込むことのないよう特に留意すること。また、経済対策等の新設・拡充の制度については、後年度負担を考慮しつつ、積極的に活用を検討すること。
- 7 負担の公平化・適正化を図るため、市税はもとより税外収入についても収納率向上の取り組みを一層強化し、収入未済額の削減に努め、自主財源の安定確保を図ること。また、公営事業においては、受益者の加入促進に努めるなど、使用料収入等の確保を図ること。